

(令和2年11月25日提出)

令和2年11月議会臨時会議案

新 潟 市

令和2年11月議会臨時会議案

目 次

議案第91号	令和2年度新潟市一般会計補正予算	1
議案第92号	令和2年度新潟市国民健康保険事業会計補正予算	5
議案第93号	令和2年度新潟市中央卸売市場事業会計補正予算	8
議案第94号	令和2年度新潟市介護保険事業会計補正予算	11
議案第95号	令和2年度新潟市下水道事業会計補正予算	14
議案第96号	令和2年度新潟市水道事業会計補正予算	16
議案第97号	令和2年度新潟市病院事業会計補正予算	18
議案第98号	新潟市給与条例等の一部改正について	19

議案第91号

令和2年度新潟市一般会計補正予算（第11号）

令和2年度新潟市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ225,390千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ486,422,676千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年11月25日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
24 繰越金		311,981	△ 225,390	86,591
	1 繰越金	311,981	△ 225,390	86,591
歳 入	合 計	486,648,066	△ 225,390	486,422,676

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		995,204	△ 575	994,629
	1 議会費	995,204	△ 575	994,629
2 総務費		123,135,307	△ 56,141	123,079,166
	1 総務管理費	118,911,515	△ 50,335	118,861,180
	2 徴税費	2,780,709	△ 4,701	2,776,008
	3 戸籍住民基本台帳費	656,175	△ 54	656,121
	4 選挙費	89,895	△ 139	89,756
	5 統計調査費	406,861	△ 287	406,574
	6 人事委員会費	101,932	△ 230	101,702
	7 監査委員費	188,220	△ 395	187,825
3 民生費		124,785,815	△ 7,933	124,777,882
	1 社会福祉費	11,471,428	△ 2,603	11,468,825
	2 児童福祉費	46,118,195	△ 2,097	46,116,098
	3 障がい福祉費	22,828,327	△ 1,481	22,826,846
	5 老人福祉費	26,883,885	△ 1,674	26,882,211
	6 国民年金費	51,138	△ 78	51,060
4 衛生費		26,986,080	△ 7,939	26,978,141
	1 保健衛生費	16,065,229	△ 4,489	16,060,740
	2 清掃費	10,920,851	△ 3,450	10,917,401
5 労働費		1,741,645	△ 197	1,741,448
	1 労働諸費	1,741,645	△ 197	1,741,448
6 農林水産業費		6,570,293	△ 2,372	6,567,921
	1 農業費	3,307,570	△ 2,098	3,305,472

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 農地費	2,863,200	△ 174	2,863,026
	3 水産業費	399,523	△ 100	399,423
7 商工費		17,325,579	△ 1,505	17,324,074
	1 商業費	15,538,477	△ 1,135	15,537,342
	2 工業費	1,787,102	△ 370	1,786,732
8 土木費		59,441,828	△ 10,301	59,431,527
	2 道路橋りょう費	23,923,278	△ 1,734	23,921,544
	3 港湾空港費	416,516	△ 212	416,304
	4 都市計画費	27,505,536	△ 5,812	27,499,724
	5 公園緑地費	2,872,147	△ 249	2,871,898
	7 建築費	2,571,057	△ 1,696	2,569,361
	8 住宅費	1,586,717	△ 598	1,586,119
9 消防費		10,678,901	△ 20,025	10,658,876
	1 消防費	10,678,901	△ 20,025	10,658,876
10 教育費		61,175,514	△ 118,402	61,057,112
	1 教育総務費	8,948,236	△ 4,410	8,943,826
	2 小学校費	27,488,725	△ 62,950	27,425,775
	3 中学校費	15,549,293	△ 38,295	15,510,998
	4 高等学校費	1,563,649	△ 3,741	1,559,908
	5 幼稚園費	545,534	△ 1,150	544,384
	6 特別支援学校費	1,567,975	△ 3,721	1,564,254
	7 生涯学習費	2,804,485	△ 3,561	2,800,924
	8 保健給食費	2,707,617	△ 574	2,707,043
歳	出	合	計	
		486,648,066	△ 225,390	486,422,676

議案第 9 2 号

令和 2 年度新潟市国民健康保険事業会計補正予算（第 5 号）

令和 2 年度新潟市の国民健康保険事業会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2, 0 1 4 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 5, 3 5 2, 6 4 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 1 1 月 2 5 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰入金		6,104,535	△ 2,014	6,102,521
	1 他会計繰入金	5,869,539	△ 2,014	5,867,525
歳 入	合 計	75,354,661	△ 2,014	75,352,647

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		1,363,336	△ 2,014	1,361,322
	1 総務管理費	1,361,890	△ 2,014	1,359,876
歳 出	合 計	75,354,661	△ 2,014	75,352,647

議案第 93 号

令和 2 年度新潟市中央卸売市場事業会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度新潟市の中央卸売市場事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 209 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,504,852 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 11 月 25 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		625,148	△ 209	624,939
	1 他会計繰入金	584,412	△ 62	584,350
	2 基金繰入金	40,736	△ 147	40,589
歳 入	合 計	1,505,061	△ 209	1,504,852

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中央卸売市場費		614,607	△ 209	614,398
	1 市場費	614,607	△ 209	614,398
歳 出	合 計	1,505,061	△ 209	1,504,852

議案第 9 4 号

令和 2 年度新潟市介護保険事業会計補正予算（第 4 号）

令和 2 年度新潟市の介護保険事業会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1, 0 1 8 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 4, 0 9 6, 6 3 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 1 1 月 2 5 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		13,927,964	△ 1,018	13,926,946
	1 一般会計繰入金	13,094,803	△ 1,018	13,093,785
歳 入	合 計	84,097,655	△ 1,018	84,096,637

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		1,900,567	△ 1,018	1,899,549
	1 総務管理費	1,371,815	△ 1,018	1,370,797
歳 出	合 計	84,097,655	△ 1,018	84,096,637

議案第95号

令和2年度新潟市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和2年度新潟市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和2年度新潟市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（単位 千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 事業収益	32,706,172	△3,902	32,702,270
第1項 営業収益	22,319,200	△3,902	22,315,298

支 出

（単位 千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 事業費	31,306,474	△2,452	31,304,022
第1項 営業費用	26,318,384	△2,452	26,315,932

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額12,966,536千円は,」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額12,965,086千円は,」に,「及び当年度利益剰余金処分数額521,945千円」を「及び当年度利益剰余金処分数額520,495千円」に改め,資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

(単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	36,714,137	△1,450	36,712,687
第1項 建設改良費	15,272,333	△1,450	15,270,883

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第9条第1号に定めた金額を次のように改める。

(単位 千円)

科 目	補正前	補正後
(1) 職員給与費	1,507,606	1,503,704

(他会計からの補助金)

第5条 予算第10条中「13,731,941千円」を「13,728,039千円」に改める。

令和2年11月25日提出

新潟市長 中原 八一

議案第96号

令和2年度新潟市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和2年度新潟市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和2年度新潟市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

（単位 千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 事業費	15,798,622	△7,889	15,790,733
第1項 営業費用	14,555,007	△7,889	14,547,118

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額7,865,295千円は、」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額7,863,823千円は、」に、「及び建設改良積立金2,095,203千円で」を「及び建設改良積立金2,093,731千円で」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

（単位 千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	12,253,766	△1,472	12,252,294
第1項 建設改良費	9,125,135	△1,472	9,123,663

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第8条第1号に定めた金額を次のように改める。

(単位 千円)

科 目	補 正 前	補 正 後
(1) 職員給与費	2,875,155	2,865,794

令和2年11月25日提出

新潟市長 中原 八一

議案第97号

令和2年度新潟市病院事業会計補正予算（第5号）

（総則）

第1条 令和2年度新潟市病院事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和2年度新潟市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出 （単位 千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 市民病院事業費用	26,626,904	△31,323	26,595,581
第1項 医業費用	25,645,886	△31,234	25,614,652
第3項 附帯事業費用	50,926	△89	50,837

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第8条第1号に定めた金額を次のように改める。

（単位 千円）

科 目	補正前	補正後
（1）職員給与費	12,154,526	12,123,203

令和2年11月25日提出

新潟市長 中原 八一

議案第98号

新潟市給与条例等の一部改正について

新潟市給与条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年11月25日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市給与条例等の一部を改正する条例

(新潟市給与条例の一部改正)

第1条 新潟市給与条例(昭和32年新潟市条例第60号)の一部を次のように改正する。

第22条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改める。

第2条 新潟市給与条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

(新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年新潟市条例第164号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第4条 新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

(新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成16年新潟市条例第165号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の17

0」を「100分の165」に改める。

第6条 新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

(新潟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第7条 新潟市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年新潟市条例第32号）

の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の130」を「100分の127.5」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第7条の規定は、令和3年4月1日から施行する。